

平成 24 年 8 月 3 日
日 本 振 興 銀 行

当行において偽造とみられる公文書が発見された件について (2)
～更なる業務管理体制強化策の実施～

平成 24 年 4 月 9 日に捜査当局に対し告発状を提出しました公文書偽造事案につきまして、当行の金融整理管財人である預金保険機構の業務検証チームによる検証の結果がまとまりました。

これによれば、公文書偽造事案の直接の原因と考えられるような内部管理体制の不備は認められませんでした。今回の公文書偽造事案の発生は、当行が民事再生手続きを進める中、まことに遺憾なことであり、今後さらに、下記のような業務管理体制強化策を講じること等により、業務の一層の適正性の確保に努めることとしておりますので、お知らせいたします。

<更なる業務管理体制強化策について>

1. 業務チェック体制の強化

破綻処理という特殊な環境の下、職員の減員が発生し、内部管理のチェック機能が低下していたことから、業務全般について押印業務等のダブルチェックを徹底するため、専担の管理者を配置しました。

2. 文書・情報管理の徹底

重要文書のファイリング方法を再構築し、文書の保管管理を強化しました。

3. 業務監査の拡充

業務監査（業務検査・自主検査を含む）の拡充（重点ポイントを絞る）により、事故の未然防止に努めます。

4. コンプライアンスの一層の強化

これまで、月次ベースで社内コンプライアンス研修を実施して参りましたが、更に重要文書の取扱い並びに行内情報の取扱いに関するコンプライアンスの遵守について、職員への周知徹底を図って参ります。

なお、引き続き、今後新たな事実が判明した場合には、その内容を踏まえ、当行にて厳正なる対応を行う方針です。

以上

お問い合わせ先 日本振興銀行 丸 03 (5217) 1484
